



発行 新潟県

第 93 号

平成29年12月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1263 自衛隊員の募集（市町村課）
- 1264 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1265 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1266 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 1267 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1268 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1269 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 1270 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1271 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1272 換地処分（農地整備課）
- 1273 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1274 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1275 道路の区域変更（道路管理課）
- 1276 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 知事表彰（秘書課）
- 県政功労者の表彰（秘書課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1263号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成30年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
種 目	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 (男女)	陸上自衛隊	若干名	平成30年1月5日(金)まで (現在受付中)
	海上自衛隊		
	航空自衛隊		

2 試験期日等及び試験会場

試験期日等	試験会場
○ 採用試験 平成30年1月13日(土) 14日(日) ※ 上記のうち受験日を指定 ※ 対象者：採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の者 ※ 合格発表 平成30年1月22日(月)	○ 平成30年1月13日(土) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ○ 平成30年1月14日(日) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)

※ 期日及び会場は、状況により変更する場合がある。

※ 上記表内の期日以降、男子対象の採用試験を平成30年2月中旬及び3月上旬に予定している。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせをすること。

◎新潟県告示第1264号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年12月5日

新潟県知事 米山 隆一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上越市役所前やまもとクリニック	上越市木田1丁目3-31	平成29年9月1日
長谷川医院	上越市国府4丁目3番14号	平成29年10月1日
一般社団法人上越歯科医師会休日歯科診療センター	上越市新光町1丁目10番16号	平成29年11月3日
ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町字家添196-2	平成29年11月1日
医療法人社団公寿会 西山ふれあいクリニック	柏崎市西山町礼拝字前田430-2	平成29年10月1日
城北クリニック	新発田市中曾根町1丁目3番25号	平成29年10月1日
ふたば薬局	新発田市豊町2-9-28	平成29年10月6日
アイン薬局 新発田店	新発田市緑町2丁目20番19号-19	平成29年11月1日
加茂調剤薬局	加茂市番田11-32	平成29年11月24日
十日町市国民健康保険川西診療所	十日町市高原田201番地4	平成29年4月1日
霜鳥内科医院	見附市新町1-8-3	平成29年10月20日

大手薬局嵐南店	見附市昭和町2丁目21番21号	平成29年10月1日
親水公園前歯科	燕市吉田下中野3406	平成29年10月1日
糸魚川こどもクリニック	糸魚川市南押上1-16-3	平成29年11月1日
サワダ調剤薬局	佐渡市窪田954	平成29年1月1日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	平成29年11月1日
南魚沼市立中之島診療所	南魚沼市仙石1番地25	平成29年10月1日
小林歯科医院	南魚沼市六日町76-11	平成29年11月2日
美佐島薬局	南魚沼市余川3361-3	平成29年10月1日
町立津南病院	中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地	平成29年11月1日

◎新潟県告示第1265号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有松歯科医院	胎内市大川町13番64号	平成29年9月30日
長谷川医院	上越市国府4丁目3番14号	平成29年9月30日
城北クリニック	新発田市中曾根町1丁目3番25号	平成29年9月30日
有限会社嵐南調剤薬局	見附市昭和町2丁目21番21号	平成29年10月1日
株式会社 つばめ コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	平成29年8月31日
むらかみ調剤薬局	村上市羽黒町11番22号	平成29年9月18日
あおば南長岡薬局	長岡市千歳3-2-33	平成29年8月31日
上越市役所前やまもとクリニック	上越市木田1丁目3-31	平成29年8月31日
永田医院	阿賀野市山崎340	平成29年8月31日

◎新潟県告示第1266号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変更 事項	旧	新	変更年月日
医療法人社団都城会 大矢医院	小千谷市大字 稗生乙933-7	名称 変更	医療法人社団都城会 谷口医院	医療法人社団都城会 大矢医院	平成29年9月25日
医療法人社団 しぶや小児科医院	村上市新町6番83号	住所 変更	村上市羽黒町11番23号	村上市新町6番83号	平成29年9月18日

◎新潟県告示第1267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
カワセミ薬局	糸魚川市南押上1丁目16-35	精神通院医療	平成29年11月9日

◎新潟県告示第1268号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟東港臨海用地	新潟市北区太郎代字川前の一部 新潟市北区太郎代字山小屋の一部 新潟市北区太郎代字長潟の一部 新潟市北区島見町字下往来の一部	平成29年11月24日

◎新潟県告示第1269号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	17者	岩船榎清水3237番ほか191筆 30.5ha
関川村	11者	上関1144番ほか161筆 14.3ha
新発田市	7者	板山野付594番ほか545筆 45.4ha
阿賀野市	20者	野田諏訪野1024番ほか249筆 27.5ha
胎内市	9者	築地茨田4591番ほか112筆 19.6ha
聖籠町	102者	真野渡り下1827番ほか2,034筆 186.3ha
新潟市	114者	北区長戸呂縄内4464番ほか3,189筆 237.8ha

五泉市	3者	中川新宮ノ元631番ほか43筆 4.6ha
三条市	34者	井栗道田丙976番1ほか235筆 31.2ha
燕市	23者	勘新浦田1175番ほか265筆 34.6ha
田上町	1者	田上15番ほか12筆 0.8ha
長岡市	94者	高島町下島1682番ほか2,033筆 175.2ha
見附市	1者	杉澤町五十刈47番3ほか3筆 0.4ha
小千谷市	16者	千谷稲葉附甲1266番1ほか142筆 18.6ha
出雲崎町	2者	神条大ノ河内2036番ほか26筆 1.7ha
魚沼市	3者	七日市欠下905番2ほか13筆 1.8ha
十日町市	12者	沢田申甲205番ほか70筆 8.6ha
柏崎市	25者	田屋山田2672番ほか409筆 28.7ha
上越市	67者	稲1576番ほか1,039筆 137.0ha
糸魚川市	3者	上野5261番ほか4筆 0.7ha
佐渡市	10者	吾潟大手崎758番1ほか58筆 9.3ha
合計	574者	10,854筆 1,014.5ha

2 申請年月日

平成29年11月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営松浦地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年12月6日から平成30年1月9日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1271号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月6日から平成30年1月9日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上達	換地計画書の写し	上越市役所及び上越市大島区総合事務所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1272号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、佐渡市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業小泊地区に係る換地処分をした。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1273号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦、大字観音寺の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 根小屋、徳田の各一部

2 認証年月日

平成29年11月27日

◎新潟県告示第1274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
長坂	区画整理（農地環境整備）事業	上越市	平成29年11月9日

◎新潟県告示第1275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樽ヶ橋長政線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市下館字坪頭114番1から	新	7.5～12.7メートル	274.0メートル
同市黒川字上ノ町1574番6まで	旧	7.5～10.0メートル	274.6メートル

◎新潟県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 樽ヶ橋長政線
- 2 供用開始の区間
胎内市下館字坪頭114番1から同市黒川字上ノ町1574番6まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月5日

公 告

知事表彰について（公告）

新潟県褒賞規則（昭和59年新潟県規則第67号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成29年12月5日

新潟県知事 米山 隆一

職名等	氏名	居住する市区町村等
地方自治功績(第2条第1号該当)		
元 長岡市議会議員	小熊 正志	長岡市
加茂市議会議員	樋口 博務	加茂市
新発田市議会議員	宮島 信人	新発田市
社会福祉功績(第2条第2号該当)		
社会福祉法人愛稚会翠松保育園園長	猪俣 清子	東蒲原郡阿賀町
社会福祉法人あいりす網川原保育園園長	山田 文子	新潟市中央区
保健衛生功績(第2条第3号該当)		
元 社団法人上越医師会副会長	小山 厚	上越市
元 一般社団法人燕市医師会会長	古川 伸夫	燕市
生活環境功績(第2条第4号該当)		
新潟県鳥獣保護管理員 (有益鳥獣の保護、鳥獣資源の確保及び狩猟の適正化)	齋藤 芳雄 一般社団法人 新潟県猟友会	新潟市南区 新潟市中央区
新潟県自然環境保護員	横山 克成	加茂市
商工業功績(第2条第5号該当)		
元 新潟県石材商工業協同組合代表理事	倉田 征雄	新潟市中央区
津南町商工会会長	高橋 政徳	中魚沼郡津南町
青海町商工会会長	平野 拓二	糸魚川市
農林水産業功績(第2条第7号該当)		
北越たばこ耕作組合組合長理事	平野 幸男	胎内市
土地改良功績(第2条第7号該当)		
元 木崎濁川土地改良区理事長	石村 喜代太	新潟市北区
元 三和村土地改良区理事長	武田 儀一	上越市
大江筋土地改良区理事長	源川 厚恵	見附市
土木事業功績(第2条第8号該当)		
一般社団法人日本塗装工業会新潟県支部支部長	木村 一美	柏崎市
教育功績(第2条第9号該当)		
元 学校歯科医	田嶋 繁男	上越市
元 学校医	渡邊 久晃	三条市
体育功績(第2条第9号該当)		
新潟県ライフル射撃協会副会長	小林 知昭	新潟市西区
新潟県女子体育連盟常任理事	田村 利恵子	新潟市中央区
新潟県空手道連盟会長	徳山 啓聖	新潟市西区
元 財団法人新潟県スキー連盟常務理事	平井 俊雄	妙高市
芸術、文化功績(第2条第10号該当)		
新潟県美術家連盟理事長	小林 孝 (小林 畦水)	新潟市中央区
(重要無形民俗文化財の保存伝承)	白山神社文化財保存会	糸魚川市
佐渡市文化財保護審議会会長職務代理者	羽生 令吉	佐渡市
新潟県洋舞踊協会副会長	水野 嵯峨子 (禿 嵯峨子)	柏崎市
能面師	吉川 茂 (吉川 花意)	新潟市中央区
交通安全功績(第2条第11号該当)		
公益財団法人燕市交通安全協会副会長	小田島 繁信	燕市
公益財団法人西蒲地区交通安全協会副会長	笹崎 勇次	新潟市西蒲区
東蒲原郡交通安全協会理事	佐藤 勝男	東蒲原郡阿賀町

元 出雲崎町交通安全協会会長 善行（第2条第13号該当） （音声訳ボランティア） （福祉ボランティア） （自殺予防のための電話相談ボランティア） （難病患者と家族への支援ボランティア）	田中 政孝 狩谷 ケン 刈羽村「福祉ボランティ ア友の会」 澁谷 志保子 難病ボランティア まめの会	三島郡出雲崎町 五泉市 刈羽郡刈羽村 新潟市東区 三条市
国際交流功績（第2条第14号該当）		
元 特定非営利活動法人新潟県対外科学技術交流協会理事 統計調査功績（第2条第14号該当）	熊谷 忍	新潟市西区
元 統計調査員	千原 敬子	長岡市

県政功労者の表彰について（公告）

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第3条の規定により、次の者を表彰した。
平成29年12月5日

職名	氏名	居住する市区町村
新潟県知事	米山 隆一	
新潟県議会議員	星野 伊佐夫	長岡市
新潟県議会議員	石井 修	新発田市
新潟県議会議員	西川 洋吉	長岡市
新潟県議会議員	長部 登	長岡市
新潟県議会議員	片野 猛	村上市
新潟県議会議員	桜井 甚一	燕市
新潟県議会議員	佐藤 純	新潟市江南区
新潟県議会議員	大淵 健	新潟市西区

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、旧県立小出病院廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月5日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

旧県立小出病院廃棄物処理業務委託

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 指名停止期間中の者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立てがなされている者
エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされている者
オ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (2) 新潟県内に事業所を有する者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けていること。

ただし、処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている処分業者を指定することにより、入札に参加することができるものとする。（処分業者を指定する場合、処分業者についても上記2(1)、(2)の要件を満たすものとする。）

- (4) 本委託に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付日時

平成29年12月5日（火）から平成29年12月11日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条に定める日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課建設班

電話番号 025-280-5705

Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(2)の場所で交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成29年12月15日（金）午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札者が見積もった契約希望額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可証の写し等を平成29年12月11日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該委託に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

詳細は入札説明書による。

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、コンピュータ演習室及びマルチメディア語学演習装置の借り上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月5日

公立大学法人新潟県立大学

理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
コンピュータ演習室及びマルチメディア語学演習装置の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び入札説明書別記仕様書による。
- (3) 賃貸借期間
平成30年3月1日（木）から平成34年2月28日（月）までとする。
- (4) 納入期限
平成30年2月28日（水）までに、調達機器について確認検査を受けること。
- (5) 納入場所
新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間
平成29年12月5日（火）から平成29年12月11日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「職員の勤務時間等に関する規程」という。）第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所
新潟県立大学総務財務部総務財務課
- (3) 問合せ方法
入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年12月25日（月） 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績又はリース契約実績があることを証明した者であること。
- (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

- ア 提出期限 平成29年12月18日(月) 午後5時15分まで
イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課
ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 交付日時 平成29年12月20日(水) 午前10時から午後4時まで
イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札手続等

(1) 入札方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるマルチメディア語学演習装置の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に48を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に48を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(2) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する額を加算した金額に48を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第8条各号に該当する場合は、免除する。その他入札説明書による。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるコンピュータ演習室及びマルチメディア語学演習装置の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に48を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ その他詳細は、入札説明書による。